



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

2025年 12月 4日

鳥取県知事 様

氏 名 株式会社エスマート
代表取締役 寺谷 淳

住 所 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目303番地

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：エスマート鳥取南IC店
所在地：鳥取県鳥取市河原町布袋198-1 外

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 名 称：（仮称）エスマート河原店
所在地：鳥取県鳥取市河原町布袋198-1 外

（変更後） 名 称：エスマート鳥取南IC店
所在地：鳥取県鳥取市河原町布袋198-1 外

（2）大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） 名 称： 株式会社エスマート
代表者： 代表取締役 川木 光義
住 所： 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目303番地

（変更後） 名 称： 株式会社エスマート
代表者： 代表取締役 寺谷 淳
住 所： 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目303番地

※次ページに続く

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称: 株式会社エスマート
代表者: 代表取締役 川木 光義
住 所: 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目303番地

(変更後) 名 称: 株式会社エスマート
代表者: 代表取締役 寺谷 淳
住 所: 鳥取県鳥取市湖山町北三丁目303番地

3 変更の年月日

- (1) 令和元年12月 1日
- (2) 令和2年 9月 1日
- (3) 令和2年 9月 1日

4 変更する理由

- (1) エスマート鳥取南IC店の開設のため。(正式名称が決定したため)
- (2) 代表取締役の変更のため。
- (3) 代表取締役の変更のため。

(備考) 1 A4とすること
2 ※印の項は記載しないこと。